

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当町は、千葉県の北部、利根川流域に位置し、東は成田市、西は印西市、南は印旛沼、北は利根川をはさんで茨城県に接しています。東京都心より45km圏に入り、千葉市からは35kmの距離で、日本の表玄関成田空港へは10kmのところに位置しています。総面積は32.5km²で、東西に約12km、南北に約5kmと東西に細長く、東部は一带に高台で山林や畑が多く、南部及び北西部は平坦で豊かな水田地帯が広がっています。また、昭和50年代後半から民間事業者による大規模開発事業によりJR安食駅を中心とした一部周辺区域は、首都圏近郊の成熟した住宅地が広がっています。

交通は、JR常磐線、成田線を利用して上野まで約60分とアクセスが良く、国道356号と356号のバイパスが主要道路として通っています。

1 地域の災害リスク

(1) 風水害

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては浸水の心配は少ないが、利根川決壊時には、田園地帯を中心に3m～5mの浸水が想定され、一部5m～10mの浸水が想定される場所も存在する。

安食台地区、竜角寺台地区の他、一部の台地を除く地域では、豪雨時に浸水の危険性がある。また、北辺田地区から布鎌地区にかけての利根川沿いや安食地区南部長門川沿い、印旛沼付近では浸水の危険性が高い地域であるとともに、広範囲にわたって重要水防箇所指定されている。

下町、鷲町、白山、北辺田、矢口、興津、麻生地区は過去に土砂災害が発生していることから、豪雨等による土砂災害の危険性がある地域である。

(2) 地震

千葉県は、近い将来(今後100年程度以内)、県内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、平成19年度及び平成26・27年度に地震被害想定調査を実施した。千葉県北西部直下地震の規模はマグニチュード7.3を想定している。当町での震度は、町のほぼ全域が震度6弱、一部が震度6強又は震度5強と予測されている。

(3) 感染症

近年、複数の感染症が発生しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症については国民へのワクチン接種等も進んではきているものの、当町においても多くの町民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

当会においては、緊急経営相談窓口の設置など、小規模事業者の事業継続に向けた対応を行い迅速かつ適切な支援が必要である。

2 町内商工業者の状況（令和3年4月1日現在）

- ・商工業者等数 475人
- ・小規模事業者数 331人

（出典：平成28年経済センサス）

【栄町商工者数内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊・飲食業	サービス業	その他	計
78	27	31	92	48	106	45	427

3 これまでの取組

（1）当町の取組

- ・栄町地域防災計画の策定
- ・栄町総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップを活用した防災への啓発活動
- ・防災備品の備蓄

（2）当会の取組

- ・事業継続計画に関する各種施策の周知
- ・損保会社等と連携した損害保険・共済への加入促進
- ・被災事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋
- ・当会危機管理マニュアルの作成

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国

内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制及び役割分担を平時から構築するとともに被災事業所等の確認、情報の共有等連絡体制を構築し、被災事業所への効率的な支援をすべく支援内容を明確化する。

- ・ 当会、当町のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等のリスクや事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画の策定率を向上させる。
- ・ 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・ 当会職員（経営指導員等）による巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・ 商工会報や町広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保険等の概要、事業者継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・ 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、当会と当町から感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会において事業継続計画策定の専門家を招き、小規模事業者を対象に事業継続計画策定に関する個別相談会等を開催する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年7月に商工会危機管理マニュアルを策定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 当会は、損害保会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、当会においてリスクファイナンス対策として各種保険紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 当会は、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・ 当会は、事業継続計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・ 当会及び町担当で状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当町とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

2. 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、町や関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会事務局責任者は、災害発生後2時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、当会職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

- ・業務従事が可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を当町へ連絡し情報共有を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生時には、当会職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部の方針に基づき当会による感染症対策等を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。
 - ①職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身からまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤する。
 - ②道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
 - ③家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ・当会職員の全員または大多数が被災等により応急対応に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
安食地区、酒直地区、	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
安食台地区、北辺田地区、酒直台地区	理事	2人	〃
布鎌地区、南ヶ丘地区	理事	2人	〃

- ・当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当町で共有する。

・ 当会と当町で共有する被害規模等の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

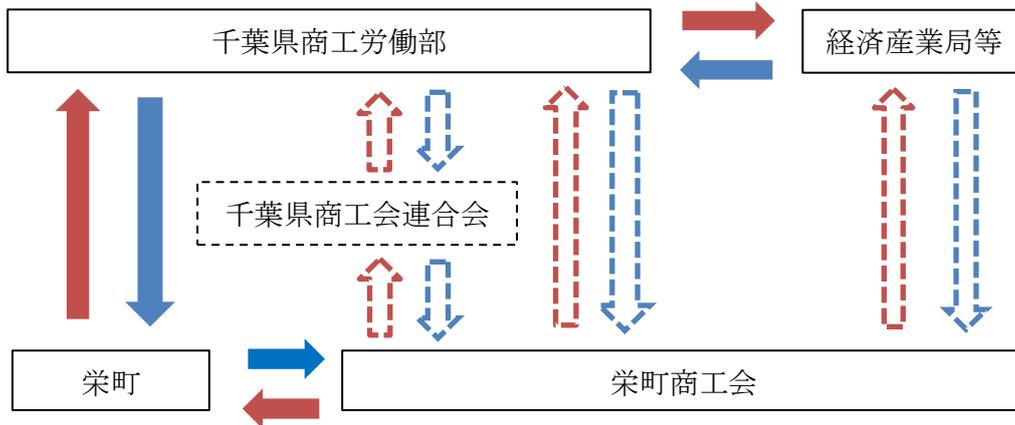
発災直後～	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1カ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適宜情報共有を行う

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡ルートは次のとおりとする。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法等についてあらかじめ協議する。
- ・当会と当町が情報を共有し、県の指定する方法にて当町より県へ報告する。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集連絡ルート



2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、町の防災計画を基に被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を当会において実施する。

- ・当会と当町は日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・当会は、事業再建計画の策定を支援する。

6. 感染症対策

当会としての感染症対策は次のとおりとする。

1) 事前の対策

- ・Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

2) 流行時の対策

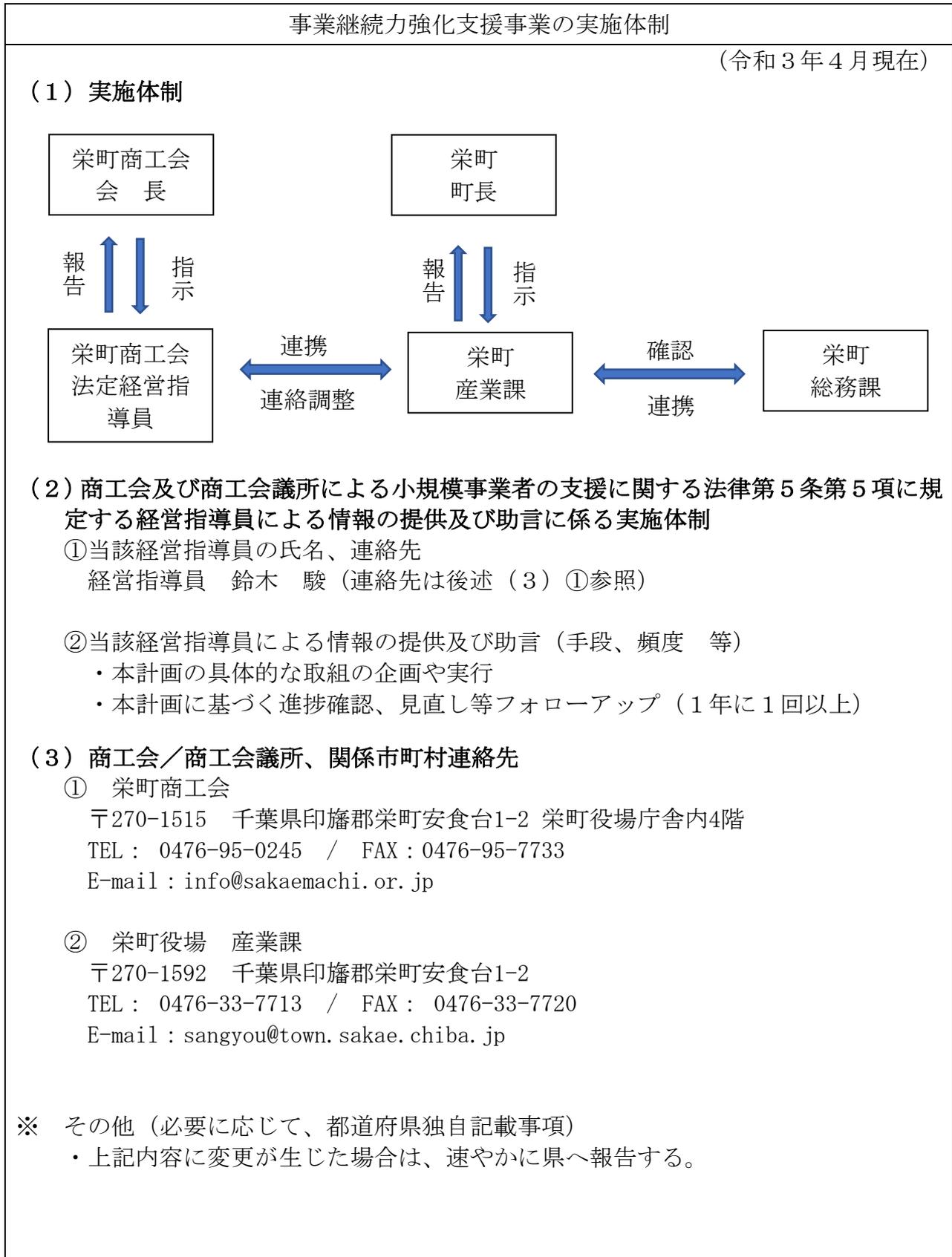
- ・当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ・消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
必要な資金の額	40	40	40	40	40
・セミナー開催費等	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。